

平成29年1月5日開催

高崎市第30回農業委員会

農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

- 部会長(寺崎正親) ただいまから第30回農業委員会農地部会を開催いたします。

本日、1番、吉井委員から欠席との連絡がございましたので、報告をさせていただきます。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命について、議事録署名委員を指名してよいか伺います。

- 全員 異議なし。

- 部会長 そうすれば、8番、生方富行委員、15番、山崎剛委員の2名を指名いたします。

書記の任命につきましては、事務局の高橋主事を任命いたします。

それでは、議事進行に入ります。発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。

それでは、早速、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

- 事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可は、第3条許可、契約内容は地上権、設定する内容は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定で、営農型太陽光発電の事業地2カ所を1つにまとめ計画を見直すことになったためとのことでございます。

変更後につきましても同じく契約内容は地上権、設定する内容は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定でございます。関連案件としまして、1番のほうにつきましては、次の2番と3条の許可申請、議案書11ページのナンバー4番、変更後の3条の地上権の設定の申請でございます。また、第5条の計画変更の申請の17ページ、ナンバー1番が関連案件でございます。

2番 当初許可は、第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。営農型太陽光発電の事業地2カ所を1つにまとめ、計画を見直すことになったためとのことでございます。

変更後の契約内容は賃貸借、転用目的は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。関連案件についてはナンバー1と同様でございます。

3番 当初許可は、第3条許可、契約内容は地上権の設定、設定する内容は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定で、営農型太陽光発電の事業地2カ所を1つにまとめ、計画を見直すことになったためとのことでございます。

変更後の契約内容は地上権、転用目的は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定でございます。関連案件といたしましては、次のナンバー4、また先ほどの1番、2番と同様の3条の許可、11ページのナンバー4と17ページ、ナンバー1、5条の関連案件となっております。

ります。

4番 当初許可は、第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、営農型太陽光発電の事業地2カ所を1つにまとめ、計画を見直すことになったためでございます。

変更後の契約内容は、賃貸借、転用目的は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。関連案件につきましてはナンバー3と同様でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては、4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 異議がないようなので、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

ナンバー1につきましては、事前調査案件でございます。

最初に、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

それでは、農地法第3条許可申請ナンバー1の別添審議資料、営農計画書をごらんいただきたいと思っております。

それでは、説明を始めさせていただきます。就農動機につきましては、畜産業を営んでおり、除草対策にヤギの需要が高まっていることから、乾燥したものではない生の牧草を与えるため、牧草を作付したいとのことでございます。

経営構想につきましては、作付した牧草を与え、除草対策のヤギをふやすとともに、既存のホームページの改良を重ね、新たな需要を掘り起こしたいとのことでございます。

職歴と農業経験につきましては、30年以上畜産業を営んでおり、農業経験についてはないということでございます。前橋にあります種苗店の作付指導を受けて牧草栽培をするとのことでございます。

農業経営の概要では除草対策用のヤギを販売、レンタルするとともに、イスラム系の方に需要のあるハラール用のヤギを飼育、販売して経営規模を拡大し、3年をめどに生産目標を達成したいとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、従業者につきましては、家族3名と従業員が2名おりまして、農作業につきましても、この5名と臨時雇用を雇い、対応していくとのことでございます。

中段の経営土地面積につきましては、当初時面積が18.89アールございまして、うち12アールにつきましては、牧草作付予定とのことございまして、残りの面積につきましては自家野菜を育てているとのことでございます。また、宅地部分につきましては、ウサギ、ヤギ、羊等を育てている部分となります。

下段の作物構成では作付する牧草については、イネ科のイタリアンライグラスと芝のようなバミューダグラスを作付する予定ございまして、ネギにつきましては自家消費の作物とのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、作付計画ですが、イタリアンライグラスにつきましては、秋ごろに播種し、翌年の4月、6月に刈り取る計画でございます。バミューダグラスにつきましては6月ごろに播種し、翌年の6月に刈り取る計画とのことございまして、こちらバミューダグラスにつきましては、ころ合いを見て放牧についても検討しているということ伺っております。

中段の出荷先ですが、現在、ヤギとウサギは医療品の研究機関等を主な販売先としております。今後は、ヤギについて需要の高まっている公共機関等への除草対策用のヤギとしての販売や、食用としての販売をふやす計画となっております。

続きまして、下段は、作物別生産額となっております。基本的には前のページの作物構成図と変わらない形となっておりますが、ウサギに関しましては、前のページが在庫数、今回のページが出荷数となっております。

1枚おめくりいただきまして、経営費及び所得となります。現在の粗収益が前のページの合計額より低い値となっておりますが、前のページの粗収益はあくまで仕入れた家畜全てが売れた場合の理論値となっております、実際の収益はこちらの値となること伺っております。

以上、簡単な説明ではございましたが、説明を終わりにします。ご審議のほどよろしく願います。

○部会長 事務局の説明が終わりました。今回は第3班の調査でございますので、調査班

長の高田委員から報告をお願いいたします

○4番高田委員 高田です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告いたします。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受人とその長男の2名の出席でした。

質問1 イタリアンライグラスとバミューダグラスについては刈り取ってヤギに与えるのですか。また、刈り取るのであれば、乾燥はさせますか。

回答 ヤギに与えるものは生のものがよいので、購入予定のディスクモアで刈り取り、適度に乾燥させた後、ヤギに与えます。

質問2 グラスが生える時期は、除草対策のヤギの出荷も多くなると思いますが、グラスの量に対してヤギの頭数は少なくなりませんか。

回答 除草対策以外にも実験用や食用のヤギもおりますので頭数が少なくなることはありません。

質問3 ウサギと綿羊については、どのような用途で出荷していますか。

回答 ウサギは製薬会社の実験用が主な用途になります。綿羊については、実験用、除草対策用、食用として出荷します。

質問4 営農計画書の作物構成欄にある現状のウサギの頭数と経営試算にあるウサギの頭数に相違がありますが、どういうことですか。

回答 作物構成欄の頭数は在庫数で、経営試算の頭数は出荷数となります。仕入れたウサギはある程度の大きさまで育てないと出荷できないため、出荷数のほうが少ない数値になっております。

質問5 買い受ける土地は竹が生い茂っており、耕作放棄地になっているようですが、抜根、整地はご自身で行うのですか。

回答 ショベルドーザー等の機械がありますので、自分で整地します。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

はい、どうぞ。

○18番青柳委員 18番、青柳です。これは、あれなのですか、放し飼いというようなことですかということ。

○部会長 事務局。

○事務局 現状のところは刈り取ったものを直接与えると同っていますが、バミューダグラスについては、作付してから随時生えてくるものになりますから、そのころ合いを見て放牧も考えてはいると同っています。

○部会長 どうぞ。

○18番青柳委員 ということは、その業者が牧草を刈って畜舎に運ぶわけだから、畜舎はすでに今あるということ。

○事務局 そうですね。現地にはすでに畜舎がありまして、その畜舎の周りが今回の申請地というような形になっておりまして、すぐに刈り取って、その畜舎のほうに運べるような土地にはなっております。

○部会長 どうぞ。

○18番青柳委員 ということは、もうその畜舎でヤギをある程度育てているということ。

○事務局 そうです。

○18番青柳委員 はい、わかりました。

○部会長 ほかはどうでしょうか。

よろしいですか。

○全員 なし。

○部会長 ナンバー1につきまして、異議がなければ許可としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可とすることにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

2番 契約内容は使用貸借、公共事業の代替地として取得した申請地を後継者に貸し付けたいという申請でございます。

3番 契約内容は贈与、後継者として耕作してきた土地を父より譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。関連案件につきまして、さきにご審議いただきました計画変更のナンバー1、2、3、4と、この後、ご審議いただきます5条許可申請ナンバー1の関連案件でございます。

5番 契約内容は贈与、申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、弟より以前から管理を任された土地を借り受け引き続き耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は贈与、叔母より以前から管理を任されていた申請地を譲り受け引き続き耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けたいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けたいという申請でございます。

10番 契約内容は贈与、申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

11番については、今月につきましては保留としていただきたいと考えます。

12番 契約内容は売買、申請地を買い受けて農業経営を拡大したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、申請地を買い受けて農業経営を拡大したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては12件でございます。この12件につきましては、別紙で配付いたしました農地法第3条調査書のとおり、11番を除き、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていることと考えられることをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入りますが、ナンバー5につきましては塚越委員に関する案件でございます。農業委員会等に関する法律第24条において、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、ナンバー5を最後の審議、質疑とし、その際は塚越委員の一時ご退席をお願いしたいと思います。

それでは、ナンバー5を除いて質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、11番が保留ということで、その他の案件につきまして、異議がなければ許可してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

次に、ナンバー5につきまして審議に入りますので、塚越委員の一時ご退席をお願いしたいと思います。

(7番塚越委員 退席)

○部会長 それでは、ナンバー5につきまして審議に入ります。質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、塚越委員に入室していただいでください。

(7番塚越委員 着席)

○部会長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 造園業を営んでおり申請地を露天資材置場として利用していたが農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

2番につきましては、開発指導課との協議が調っていないため、今月につきましては保留でお願いいたします。

3番 日照条件のよい申請地に太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、3件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、2番が保留ということで、その他の案件につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求め

ます。

ナンバー1からナンバー2につきましては、事前調査案件でございます。

最初に、ナンバー1の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら関連案件としまして、さきにご審議いただきました計画変更ナンバー1、2、3、4と3条許可申請ナンバー4が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1の審議資料と、もう一つ追加というものがございます。こちらの2つをご用意いただきたいと思っております。

農地法第5条の許可申請ナンバー1とナンバー1の追加というもの、両方をご用意ください。

初めに、追加でないほうの、ひもとじされたほうの資料をごらんください。表紙でございますが、こちら位置図でございます。黄色で囲った箇所が今回の申請地でございます、高崎市立倉渕中学校から北へ約400メートルのところでございます。

1枚おめくりください。周辺の状況図及び案内図でございます。こちら図面中央少しグレーに着色してある箇所が今回の申請地でございます、この案内図が示すとおり、等高線が結構あることから山を登った上の比較的平らな部分で耕作可能な土地でございます。

1枚おめくりください。図面の方向が変わりまして、ひもとじされている側が北になります。図面が見つらくて申しわけないのですが、黒く太目の線と点線で囲われた箇所が申請地でございます、またこちらの公図は縮小されていることから縮尺は合っておりませんので、ご了承いただきたいと思っております。

続きまして、次のページをごらんください。また、図面の方向が変わりまして、ひもとじされた側を左に見ただけだと思います。土地の利用計画図でございます。また、図面の斜線の部分、四角い斜線があるかと思うのですが、こちらは既にほかの方がハウスでご利用になっているものでございます。今度の申請地、こちらはごらんのとおり太陽光パネルを設置いたしまして、またこの図面の中央、やや右側で、空白の、公道が少し消えている箇所があるかと思うのですが、こちら側から右側とこの消えているほうから北側と西側、そちらのブロックが前回の申請地でございます。こちらの申請地2カ所、公道を挟みまして、接続いたしまして一つの事業地としたいという申請の出し直しという形でございます。また、北側の一部につきましては、連続屋根の架台につきましては、これはハウスと考えているところでございます。また、設置いたします太陽光の枚数につきましては、事前協議の際に違った数字を言ってしまったのですが、正しくは全体が4,818枚のパネルを設置いたしまして、計画発電量につきましては、1,240.98キロワットを計画しております。

1枚おめくりください。こちらは、露地ものの太陽光パネルの断面図でございます。架台は筋交いにつきましても約2メートルを確保しますので、農業には支障はないかと思われまます。

続きまして、次のページをごらんください。こちらは、ハウス型のほうの太陽光のパネルの配置と、またそれに対するパネルの側面図となっております。

続きまして、次のページをごらんください。こちら、フェンス構造図でございますが、昨年、事前協議の際に委員さんからご質問いただきまして、この地域はイノシシがよく出ますので、それに対する対策としては、このフェンスは見づらいという話をいただきました。再度そちらを申請人に確認したところ、やはり電気柵を設置いたしますので、こちらのものとは仕様が変わりますので、ご了承いただきたい。

続きまして、営農計画書が4つほどついているのですけれども、そちらにつきましては、こちら見づらくなりますので、もう一つの追加という判こが押された、ホッチキスどめされたほうの資料をごらんください。当初につきましては、こちら計画変更の前と作物のほうは変わっておりませんで、ウド、ショウガ、ワラビ、あとギョウジャニンニクをブロックを分けて栽培するというで伺っています。こちらは、ホッチキスどめの一番後ろにA4のものがついておりまして、こちら側に大まかな作物を栽培する箇所が書いてあります。ワラビにつきましては、基本的にはハウスで行いたいということなのですが、一部露地でも試してみたいという話を伺っております。ワラビが2カ所あるかと思うのですが、そちらは公道を挟んでおりますので、空中で道路占用をとりまして接続し、一つの事業地にするということでご伺っております。

また、営農計画書の内容につきましては、現地は許可をとった所につきましては、パネルが張ってある状態でございますが、また追加する2筆については、まだ何もしていない状態でございます。パネルを張った下は、耕土で準備が整っておりまして、ただ1年前の許可にはなるのですが、まだパネルの設置がやっと終わったというところでございますので、作付のほうはまだこれからということでご伺っております。早いものにつきましては、2月からすぐ定植いたしまして、2年目以降から順次収穫というふうにご伺っております。

また、今回1年経過して計画変更という話になるのですが、この後の班長の報告にも理由が提示されるわけですが、パネルを張る計画と実際の現地での作業に差が生じ、計画の見直しが必要であったために、今回の申請に至ったということにして、パネルを張った後に土をつくって、作物をつくるということから今回の計画変更についてはやむを得ないと考えます。

以上、簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

調査班長から報告をお願いいたします。

○4番高田委員 それでは、報告いたします。農地法第5条、許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

計画変更に至った理由説明。今回、計画変更を提出した理由でございますが、太陽光設置に関しまして、弊社の設計部門と建設部門とで確認の相違がありまして、再度計画を精査した結果、申請を出し直すことになりました。

質問1 パネル下の栽培作物の一つに、ギョウジャニンニクがありますが、1反当たりの収量はどのくらいを見込まれていますか。

回答 1反当たり800キログラムを見込んでいます。

質問2 ギョウジャニンニクの作付面積が約5反ですので、単純に4,000キログラムの収量があると思

いますが、それだけの量を出荷される予定についてお聞かせください。

回答 弊社は、都内に直売店を展開しておりますが、そちらからの要望があり、選定いたしました。また、ギョウジャンニクはももとの生産量が少ないことも狙い目と考えています。余剰が出るようでしたら、加工にも回せればと検討もしています。

質問3 ギョウジャンニクの管農計画書では、3月に播種とありますが、苗からではなく種を考えているのですか。種から育てるとなると、翌年の収穫は難しいと思われませんが。

回答 種からと苗からの両方を試そうと考えています。提携している種苗業者に相談しながら、いろいろチャレンジしていきたいと思っています。

質問4 ショウガについてお伺いします。ショウガは水分を欲しがる作物ですが、申請地には水を引ける施設があるのですか。また、倉淵の土壌は作物に適しているか検討もされているのですか。

回答 はい。申請地には水を引ける施設があります。また、事前の土壌分析はしていますが、どの作物もチャレンジする部分があるので、定期的な人の目での管理を欠かさないようにしていきたいと考えています。

質問5 管理についてですが、この圃場での人員は何人なのですか。

回答 担当する人員は13人です。計画的にこのメンバーで回していく予定です。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

事務局。

○事務局 1つ、この間の事前協議の際に質問を受けまして、その報告がございます。ハウスの雨水対策につきまして、そちらについて申請人に確認したところ、土地の利用計画図のハウスのすぐ西側の接道にはU字溝が入っているということで、そちらにまずハウスから流れ出たものを1回貯留槽で溜めましてその場所での浸透とともに、またオーバーフロー分については側溝のほうに流していきたいということで伺いました。

また、先ほど空中占用、道路占用につきましては、電柱を立てて約6メートル60センチの高さで電線を張りまして、そちらで空中占用という形でございます。

補足は以上でございます。

○部会長 それでは、質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 それでは、ナンバー1につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー2の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

2番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し、販売したいという黒土採取の申請で

ございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2の審議資料をお開きください。

表紙の1枚目につきましては、位置図でございます。高崎市立宮沢小学校より北東方向に約 650 メートル、図面中央やや左上の色塗りされた箇所が申請地でございます。

2枚目をごらんください。案内図でございます。図面の方向につきましては、左側、北となります。周囲は農地及び農業用施設の連担でございます、一団の農振農用地の一部でございます。

1枚おめくりいただきまして公図でございます。こちらも図面の方向につきましては、左側が北となります。図面上、縁取りされた箇所が申請地でございます。申請地の東と南につきましては公道でございます、その他の隣接地につきましては畑で囲まれております。なお、こちら東の公道を越えた地番につきましては、先月別業者にて黒土採取の申請があった場所でございます。

1枚おめくりいただきまして、2つ目の公図につきましては、こちら先ほどの図面の南側をあらわした箇所でございますので、こちらについては省略させていただきます。

最後におめくりいただきまして、5枚目、土地利用計画図でございます。申請地は全体をおおむね 1.5メートルの深さで掘削いたします。隣接地、あるいは公道との距離につきましては、1メートル程度離しまして、そこからさらに 1.5メートルについては、45度の勾配をつけて掘削いたします。本利用計画での最終予定量につきましては3,592.68立米でございます、掘削時の進入路につきましては、南側から進入いたします。

また、事前協議の際に北部の農業委員さんからご質問いただきました保安距離と用水、水路の関係でございますが、用水を管理している土地改良区に確認したところ、保安距離については特別な定めはないものの、破損等の被害が及んだ際には事業者側で復元するということでございまして、その話が改良区との間でついているということでございます。

6枚目につきましては、断面図でございます。こちらについては、参考までにごらんください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

調査班長から報告をお願いいたします。

○4番高田委員 報告をいたします。農地法第5条許可申請ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表取締役1名、代理人1名の計2名の出席でした。

質問1 申請地の東側、公道を挟んだ土地についても、黒土採取事業地であり、採取事業後、間にある公道が堤防のように高くなってしまわれると思いますが、どのように考えておりますか。

回答 公道を掘削するわけにはいきませんので、現況のままにしておくか考えています。

質問2 搬入、搬出に使用する南側の道は細いですが、大型車両の進入に問題はありますか。また、用水が通っておりますので、道の保護をお願いいたします。

回答 進入に問題はないと思います。道については、鉄板敷きで保護する予定です。

質問3 法人所在地が安中市松井田ということで、申請地まで相当距離があると思いますが、採算

はとれるのですか。

回答 松井田でも黒土採取を行っておりますが、そちらの土は浅間山の関係で珪石が多く、納品前に取り除く必要があります。十文字町の土は、そのまま納品できるような土質であり、そういった手間がないため、採算がとれる見込みです。

質問4 現地は雑草、雑木等で荒れている状態ですが、そちらの処理はどうしますか。

回答 雑草については、機械で寄せて腐らせた後、農地への復元時に耕土にまぜます。雑木については、処理場へ持っていきます。

質問5 埋め戻しは行いますか。

回答 採取時に復元用の黒土を保管しておき、そちらを用いて復元を行います。別の場所から土を持ち込むといったことはいたしません。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 ナンバー2につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

3番 開発指導課との協議が調っていないため保留でお願いいたします。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供が成長し手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地 65.61 平米と一体利用の計画でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが家族がふえ手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが家族がふえ手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅及び通路用地の申請でございます。なお、公衆用道路 50 平

米と一体利用の計画でございます。

9番 契約内容は売買、実家暮らしをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、実家暮らしをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地 75 平米と一体利用の計画でございます。

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが子供も成長し、手狭なため申請地を父借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 開発指導課との協議が調っていないため、今月につきましては保留でお願いいたします。

15番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を義母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番につきましては保留でお願いしたいと思います。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭になり申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番は取り下げでお願いいたします。

19番は保留でお願いいたします。

20番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、受注数の増加に伴い申請地を買い受けて工場を増設したいという工場及び露天駐車場の申請でございます。こちら宅地 2,924.22 平米と一体利用の案件でございます。

23番 契約内容は贈与、長年店舗用地として使用してきた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという店舗併用住宅の申請でございます。なお、宅地 503.96 平米と一体利用でございます。

24番 契約内容は売買、介護福祉施設を運営しているが新たに老人保健施設を増築したく申請地を買い受けたいという特別養護老人ホーム及び老人保健施設増築の申請でございます。なお、宅地等 1万 2,637.00 平米との一体利用の計画でございます。

25番 契約内容は貸貸借、申請の理由以下につきましては、先ほどの 24 番と同様でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、現住居が公共事業の事業地に該当するため母より申請地を借り受

けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28 番につきましては取り下げでございます。

29 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33 番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地 315.62 平米と一体利用の計画でございます。

34 番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35 番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて建設作業員用の駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。

38 番 契約内容は使用貸借、申請地を子より借り受けて太陽光発電設備を設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

39 番 契約内容は賃貸借、父より申請地を借り受け太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、宅地 199.94 平米と一体利用でございます。

40 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を義母より借り受け住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地 333.00 平米と一体利用でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請の一括案件につきましては、取り下げ2件を除く36件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入りますが、ナンバー23 につきましては塚越委員に係る案件でございます。農業委員会等に関する法律第 24 条によりまして、ナンバー23 を最終審議、質疑とし、その際は塚越委員の一時ご退席をお願いしたいと思います。

それでは、ナンバー23 を除いて質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

- 11 番伊藤委員 11 番、伊藤です。審議のことではないのですが、説明を受けまして、申請内容

に保留とか取り下げが多く感じるのです。これは、12月で申請案件も数が多かったのか、それで受付期間がある時期ありますよね。それで、議案書は委員に送らなくてはならない。その辺のことが忙しくて、なかなか申請を受け付ける段階でも事務局もゆとりがないのだと思うのです。だから、その辺のことをちょっと保留と取り下げが多いから、何でも構わずとりあえず出しておけという感じで出す方もいるのだろと思うのですけれども、少し何か事務局内でやれることを早く改善したほうがいいのではないかなど。事務局は、労力も大変だし、取り下げ、保留だって結構手間がかかるから。それで、シェアリングの面倒な案件が最近の農業委員会には多いので、事務局、労力が非常に多いのだと思うので、その辺のことは保留と取り下げは、数が以前より多いということていろいろもう少し申請する期間を短くするか、何かいろいろあると思うので、知恵を出してもらったほうがいいのではないかなというように思います。

以上です。

○部会長 事務局、お願いします。

○事務局 委員さんがおっしゃるとおりでございまして、期間的に事務局も審査に余裕がないというのが正直なところでございます。ただ、申請につきましては、ある程度整った案件について議案書にのせる形にはさせていただいてまして、ただ申請書類が完璧に整っている方は正直少ないです。そちらについては、事務局が受けた際にいろいろ補整を求めまして、議案書にのせる前にできる限りの審査はしています。今回の保留と取り下げにつきましては、開発指導課と関連する案件が多ございまして、どうしても議案書の送付までは、委員さんがおっしゃるとおり期間がないものになりますので、書類の審査と事務局でできる確認をしまして議案書にのせるわけですが、開発指導課との調整につきましては、どうしても議案を送った後の事務連絡による調整となります。その回答として、開発の要件を満たしていないという、案件がほとんどでございまして、今月については見込みがとれないよというものを保留とし、もう見込みがないよというのが取り下げになっております。他法令の関係につきましては、申しわけないのですけれども、議案を送った後に事務局とほかの部署との調整になりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、事務局としましても、申請を審査する期間についてそれを改善する策を係内でもいろいろ考えておりまして、例えば申請期間を少し前倒しさせていただいて、一日でもあれば、さらに精査ができるということもありまして、そこはまた内部のほうで今係で調整をさせていただき、いろんな意見をまとめて、より精査したものについて委員の皆様にお配りできるように今後も検討したいと思っておりますので、よろしく願います。

○11番伊藤委員 やっぱ案件数が多いとか、特にこの太陽光関係で申請案件数が多いというのは委員でもわかります。特にシェアリングのこの手間というのは、ちょっと私はばかげた話だと思っているくらいシェアリング制度というのは国なんか何考えているのだろうと思っているのですけれども。

○11番伊藤委員 以上です。本題からそれてすみません。

○部会長 それでは、そのほかどうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

- 部会長 それでは、取り下げが 18 番、28 番、保留が3番、14 番、16 番、19 番、あと 23 番を最後に審議するとして、その他の案件につきまして異議がなければ許可相当としてよいか伺います。
- 全員 異議なし。
- 部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。
次に、ナンバー23 の審議に入りますので、塚越委員の一時ご退席をお願いいたします。
(7番塚越委員 退席)
- 部会長 それでは、ナンバー23 につきまして審議に入ります。質疑をお受けしたいと思います。
よろしいですか。
- 全員 なし。
- 部会長 異議がなければ、許可相当としてよいか伺います。
- 全員 異議なし。
- 部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。
それでは、塚越委員に入室していただいでください。
(7番塚越委員 着席)
- 部会長 続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。
租税特別措置法第 70 条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。
事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
1番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は平成 28 年3月 27 日でございます。
以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願が1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。
質疑をお受けしたいと思います。
- 全員 なし。
- 部会長 よろしいですか。
- 全員 はい。
- 部会長 異議がなければ適格として証明してよいか伺います。
- 全員 異議なし。
- 部会長 それでは、適格として証明することにいたします。
続きまして、報告事項です。第1号から第4号まで、事務局の報告をお願いいたします。
- 事務局
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
1番 転用目的は山林用地、用途指定区分は第1種中高層住居ほか9件、計 10 件の届出につき

まして書類審査し、適法であったため受理いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

1番 契約内容は贈与、転用目的は駐車場、用途指定区分は第1種中高層住居ほか 28 件、計 29 件の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理いたしました。

報告第3号 農地法第 18 条第6項の規定による通知について

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約ほか2件、計3件につきまして書類審査し、適法だったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

1番につきましては、11月の農地部会の案件でございましたが、開発指導課との調整のため期間を、許可証の交付を一時保留しておりましたが、協議が調いましたので、最終的には通常の許可日と同日であります11月22日付で許可証を少しおくれて交付をさせていただいております。

また、2番以降につきましては、先月の農地部会で許可相当とした案件によって、4条が6件、5条が50件、またそのうちのナンバー9、ナンバー49、またナンバー51から54番につきましては、3,000平米を超える案件のため農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、許可相当であると回答をいただいております。

また、その他の案件につきましても他法令との協議が調いましたので、12月22日付で許可証のほうを交付いたしました。

以上で報告を終わります。

○部会長 その他の事項につきまして、事務局から何かあるようでしたら、お願いいたします。

はい。

○事務局

(事務局よりその他の事項について報告)

○部会長 それでは、皆さんのほうから何かございますか。

よろしいですか。

○全員 なし。

◎閉会の宣告

○部会長 それでは、以上で第30回農地部会を終了したいと思います。

大変お疲れさまでした。

午後 3時00分 閉会